



# 岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

2017年第21週  
(5/22~5/28)

平成29年6月1日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

- 感染性胃腸炎は5週続けて増加しており、特に岐阜保健所管内で患者が多数報告されています。
- 咽頭結膜熱が増加しています。
- A群溶血レンサ球菌咽頭炎は前週より増加し、特に関保健所管内で多くなっています。
- 手足口病は、前週から患者報告数が増加し始めています。
- 6月1日~7日はHIV検査普及週間です。→トピックス

## ■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

### ● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

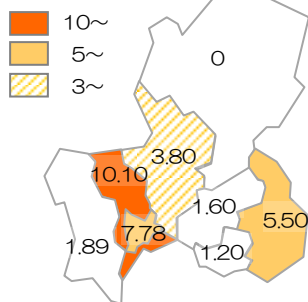
レベル	疾患名	基準	保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし		—
注意報レベル	なし		—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

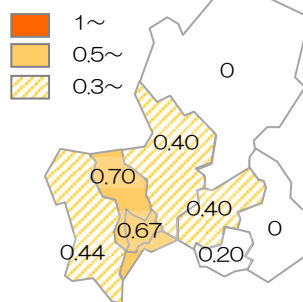
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

### ● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

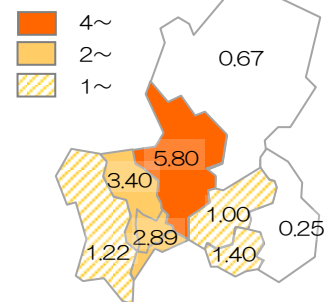
#### <感染性胃腸炎>



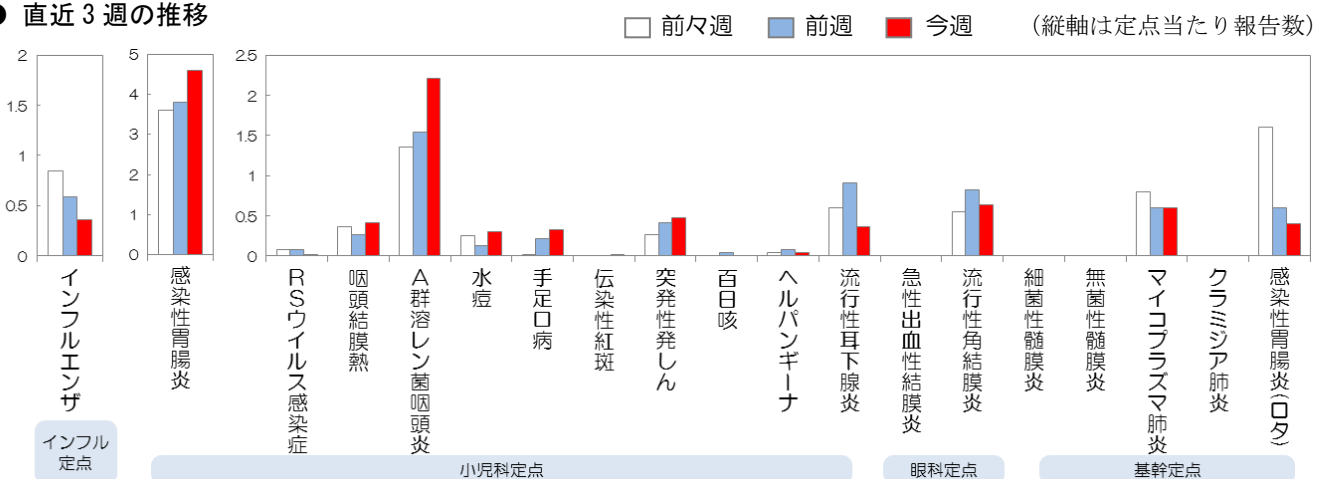
#### <咽頭結膜熱>



#### <A群溶血性レンサ球菌咽頭炎>



### ● 直近3週の推移



## ■ 全数把握対象疾患の発生動向

### ● 今週届出分

- 1類感染症：なし
- 2類感染症：結核 12例
- 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2例
- 4類感染症：オウム病 1例
- 5類感染症：クロイツフェルト・ヤコブ病 1例、  
侵襲性肺炎球菌感染症 1例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。

感染症発生動向調査週報 (IDWR) <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

## ■ トピックス

### ● 後天性免疫不全症候群

#### ◇ 6月1日～7日はHIV検査普及週間です

厚生労働省では、毎年6月1日～7日を「HIV検査普及週間」とし、HIV検査の普及を図る機会としています。HIV検査は、県内の保健所で無料・匿名で受けることができます。

#### ◇ 国内の患者発生状況

国内では、年間約1,500人の新規患者（無症候のHIV感染者を含む。）が報告されており、ここ10年間、ほぼ横ばいに推移しています。

新規患者の約3割がAIDS患者（診断時にAIDSを発症している状態）として報告されており、発症によってHIV感染を知る“いきなりエイズ”となっています。また、患者の約85%が日本国籍の男性で、そのうちの約7割は同性間の性的接触により感染しています。これらの割合も、ここ数年変化はみられていません。

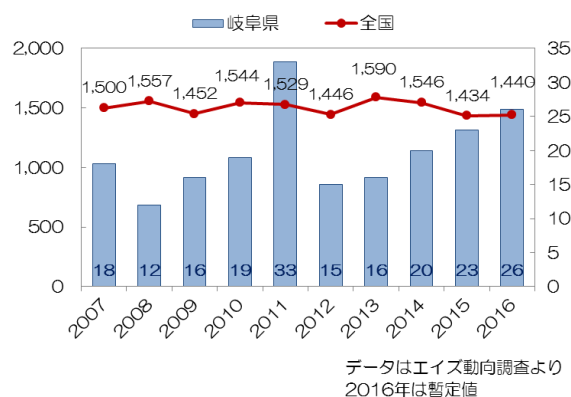
岐阜県では、年間20人程度の患者が報告されており、2016年は26人（うちAIDS患者6人）、2017年は第21週までに2人（うちAIDS患者1人）が報告されています。

全国の傾向と同様に、患者は日本国籍の男性が多く、感染経路としては、男性では同性間の性的接触、女性では異性間の性的接触が多く報告されています。

今後も引き続き、HIV感染の予防啓発に努めるとともに、広くHIV検査の普及を図り、感染者の早期発見・早期治療につなげるのが重要となっています。

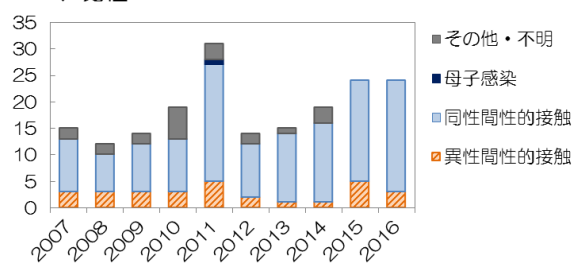
★ 6月から、県内の保健所で、希望者に対してHIV検査と同時に梅毒検査も実施します。

後天性免疫不全症候群患者報告数  
(無症候のHIV感染者を含む全報告数)

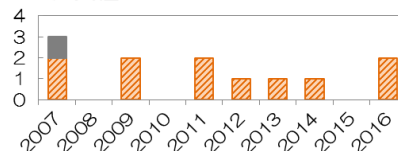


性別・感染経路別患者報告数（岐阜県）

#### ◆ 男性



#### ◆ 女性



#### ○ 後天性免疫不全症候群とは

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染により、免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍を合併した状態をいいます。感染後、CD4リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で約10年）を経て、高度の免疫不全症に陥ります。近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能となってきています。

#### ○ 感染症法における取扱い

後天性免疫不全症候群は、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は保健所に届け出なければなりません。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki jun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>